

令和4年度第3回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	令和5年3月23日(水):TV会議(オンライン開催)		
委員	池田 千鶴 (神戸大学大学院法学研究科教授) 興津 征雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 松本 隆行 (弁護士) 堀 智子 (公認会計士)		
対象期間	令和4年8月1日から令和4年11月30日まで		
事務局報告			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	853件	対象期間中の指名停止件数	6件
対象工事の契約金額合計	57,627,220千円	対象期間中の資格制限件数	0件
対象工事の平均落札率	90.3%	対象工事:対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		3件	
うち	一般競争入札	0件	
	公募型一般競争入札	1件	
	制限付き一般競争入札	1件	
	指名競争入札	1件	
	随意契約	0件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 令和3年度第3回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について</p>	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について (令和4年8月1日から令和4年11月30日までの入札・契約状況) ・実務経験証明書を水増しして作成ということであるが、刑法上の犯罪にも該当すると思われるので、指名停止だけでなく告発はしていないのか。</p>	<p>・調査したところ、必要な実務経験を示す書類のうち、以前の勤務先の資料が不足していることが判明し、事業者が不備を認めたため告発までは至っていない。</p>
3	<p>議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について (1) 公募型一般競争入札 神戸県民センター（神戸土木事務所）発注 明石川水系 明石川 多重無線設備更新工事 ・どれぐらいの事業者が応札するかという見込みは想定していたのか。 ・見込みより申込者が少なく、結果的に1社応札になった理由はどう考えているか。 ・競争性を確保するために、入札申込者をもう少し確保する方策とかは考えているか。 (2) 制限付き一般競争入札 淡路県民局（洲本土地改良事務所）発注 市池地区 市池改修工事（その2） ・現場の技術者の能力という点では、落札しなかった方の点数が高いが、どういう評価をされているのか。 ・技術評価点内訳書について、評価の計算式は兵庫県独自のものなのか。</p>	<p>・兵庫県の入札参加資格者名簿で、電気通信工事における総合評定値、設備工事を元請として完成した施工実績等により想定される応札者数を見込んでいた。 ・電気通信工事ということで、電気通信の資格を持っている技術者が必要であるが、携帯電話等民間の工事もかなり多く発注されており技術者が基本的に不足しているのと、あとは新型コロナウイルスの影響で機材の調達がかなり困難になっていることが考えられる。 ・競争性確保という観点から、入札申込者を多くする方策を検討したい。</p> <p>・落札していない業者の技術者はため池工事の実績があったが、落札業者の技術者にはため池の工事の実績がなく、そこで差が出ている。実際にはどちらの業者もため池工事の経験があり、どちらもでも問題はないと考えている。 ・この計算の方法等については、総合評価落札方式の要綱要領で規定している。他府県のものは確認できていないが、国とか標準的なものを参考にしている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式の場合にはランダム係数は掛けないという理解でよいか。</li> </ul> <p>(3) 指名競争入札</p> <p>神戸県民センター（神戸土地改良センター） 発注 神戸地区地すべり長寿命化対策工事第1工区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名選定で15者に絞った詳細のプロセスはどうなっているか。</li> <li>・競争性という観点から14社が辞退して、1社だけの入札、そこが99.6%の非常に高落札率で結果として広く競争性が担保されていないと考えられるが、理由とかは分析しているか。</li> <li>・本事業の実施設計業務を実施したものを除外するということがあるが、この趣旨は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前はあったが、総合評価は価格と技術の両方を評価するということから、平成30年の7月よりランダム係数を外す取り扱いにしている。</li> <li>・ボーリンググラウンド工事で、総合評定値の高い順番から選定し、続いて一般土木工事の点数を総合評定値、それぞれそれぞれのグループごとに並べて、上から順番に15社を選定した。指名選定業者の数については、工事の規模に合わせて規定し、契約管理課から通知している。</li> <li>・地すべりの長寿命化対策事業は、近年出てきた事業制度であり、まだ実際に施工したことのある業者がほとんどないような状態にある。そのような中で、多くの業者は二の足を踏んだんではないと推測している。また今回の工事については、工事箇所が分散していて小規模な工事の保守集合体みたいになっているため、業者の方で、利益がそれほど上がらないのではという思惑が働いたのではないかと考えられる。</li> <li>・現場に一社だけ特別精通しているものについては、多少有利に働くということで、正当な競争が働かないからという考えのもとにそのような措置がされているという認識をしている。</li> </ul>
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。</li> </ul>	

